

平成30年

第3回柳泉園組合議定会定例会議録

平成30年8月23日開会

柳泉園組合議定会

平成30年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・報告第1号（上程、説明、質疑）	2 3
・平成30年度柳泉園組合行政視察の実施について	2 5
・廃棄物等処理問題特別委員会付託の件	2 7
・陳情第5号（上程、委員会付託）	2 7
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	2 7
○閉 会	2 9

平成30年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成30年8月23日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 報告第1号 専決処分の報告について
6. 平成30年度柳泉園組合行政視察の実施について

追加1. 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件

陳情第5号 クリーンポート長期包括運営管理事業の進行にあたり、この事業を委託された業者決定の経緯を明らかにすることを求める陳情

(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)

追加2. 廃棄物等処理問題特別委員会報告

1 出席議員

1番 小山 實	2番 佐藤 一郎
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 田中 のりあき	6番 たきしま 喜重
7番 深沢 まさ子	8番 小西 みか
9番 友野 ひろ子	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	丸山 浩一
助役	鹿島 宗男
会計管理者	渋谷 千春

清瀬市都市整備部長	佐々木 秀 貴
東久留米市環境安全部長	下 川 尚 孝
西東京市みどり環境部長	萱 野 洋

3 事務局・書記の出席

総務課長	横 山 雄 一
施設管理課長	山 田 邦 彦
技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	濱 野 和 也
書記	濱 田 伸 陽
書記	本 間 尚 介
書記	川 原 龍太郎
書記	田 中 佐 知

午前10時00分 開会

○議長（田中のりあき） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（田中のりあき） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、8月16日及び本日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員でございます佐藤一郎議員に報告を求めます。

○2番（佐藤一郎） 去る8月16日及び本日、代表者会議が開催され、平成30年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成30年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月23日、本日1日限りいたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告いたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、「日程第5、報告第1号、専決処分の報告について」の報告を求め、質疑をお受

けいたします。

次に、「日程第6、平成30年度柳泉園組合行政視察の実施について」の説明を求め、質疑をお受けいたします。

なお、陳情を1件受理いたしましたので、廃棄物等処理問題特別委員会に付託するため、追加日程を上程いたします。

「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」を上程し、陳情第5号を付託いたします。

その後、定例会を暫時休憩し、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、陳情を審査いたします。

陳情審査終了後、本会議を再開して、「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後、討論、採決を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田中のりあき） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（田中のりあき） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第9番、友野ひろ子議員、第1番、小山實議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に配付いたしております書類に記載のとおりでござ

います。よろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） それでは、改めまして、おはようございます。

本日、平成30年柳泉園組合議会第3回定例会の開催に当たり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第3回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、5月から7月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、本日、報告事項が1件ございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第3回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 続きまして、「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成30年5月から平成30年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況についてでございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を、東久留米市においては5月7日に、東村山市においては8日にそれぞれ開催し、組合の施設管理運営などについて御報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

5月14日に関係市で構成する事務連絡協議会、15日に管理者会議を開催し、平成30年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議をいたしました。

（2）訴訟の状況でございますが、6月29日に柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約における住民訴訟事件の第7回の口頭弁論が行われました。

第7回の口頭弁論においては、被告が提出した第2準備書面により、クリーンポート長

期包括運営管理事業業務委託の契約締結に至る経緯、契約締結行為及び支出行為などが明らかになり、これに対して、原告は、本件契約がどの点を捉えて違法かつ無効であるのか法的に主張を整理し、第8回口頭弁論で主張することとなりました。

これに対して被告側は、その次の口頭弁論において反論し、この2回で争点整理を終了させる予定が示されました。

なお、第8回の口頭弁論は9月21日（金曜日）に行われる予定でございます。

続きまして、2、見学者についてでございますが、今期は12件、710人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が5件、394人でございます。

次に、2ページの3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますが、ホームページ委託業者のサーバーの入れかえに伴って、6月及び7月のアクセス件数が確認できなかったため、未集計となっております。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員において、5月8日及び7月11日に例月出納検査が行われました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は5件の工事請負契約と1件の委託契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万7,872トンで、これは昨年同期と比較いたしまして1,078トン、5.7%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2のとおり1万6,055トンで、昨年同期と比較いたしまして861トン、5.1%の減少、不燃ごみは表4-3のとおり1,675トンで、昨年同期と比較いたしまして224トン、11.8%の減少、粗大ごみは5ページの表4-4のとおり142トンで、昨年同期と比較いたしまして7トン、5.2%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページ、表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,378トンで、昨年同期と比較いたしまして353トン、20.4%の減少となっております。

次に、2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月に2号炉の定期点検整備補修及びごみ・灰クレーンの定期点検整備を実施し、1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類の測定を実施しております。

6月には2号炉の定期点検整備補修が完了し、その後、施設は順調に稼働しております。また、1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定、下水道放流水測定及び工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。

7月には、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定及び下水道放流水測定を実施しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載してございます。

続きまして、9ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万7,606トンで、昨年同期と比較いたしますと1,095トン、5.9%の減少となっております。

表8は、ばい煙の測定結果を記載しておりますが、それぞれの測定項目において排出基準に適合いたしております。水銀の測定結果については、クリーンポート長期包括運営管理事業における要求水準書において、専門分析機関により、月1回、2炉の測定を実施することと定めており、今回、測定した結果、各炉とも自己規制値に適合しております。

また、今期から、右端の欄に新たに全水銀の測定結果を追加しておりますが、これについては4月1日施行の改正大気汚染防止法により、各炉につき年2回の測定が義務づけら

れ、今回、測定した結果、各炉ともに排出基準に適合しております。

続きまして、10ページの表9は、ダイオキシン類の測定結果を記載しております。それぞれの測定項目において排出基準に適合いたしております。

また、表10につきましては、水銀濃度分析連続測定器により測定結果を記載しておりますが、各月とも自己規制値に適合いたしております。

11ページの表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載しております。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、6月にバグフィルター清掃を実施し、7月に定期点検整備補修及び空調設備更新工事を実施し、施設は順調に稼動しております。

続きまして、表13、粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,817トンで、昨年同期と比較いたしまして218トン、10.7%の減少となっております。

次に、13ページの(3)リサイクルセンターでございます。6月に定期点検整備補修を実施し、7月に6月より引き続き実施していた定期点検整備補修を完了し、その他びん系列の補修を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,378トンで、昨年同期と比較いたしまして353トン、20.4%の減少となっております。

続きまして、14ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き、焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しておます。今期は2,102トンで、昨年同期と比較しますと81トン、3.7%の減少となっております。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラスにつきましては、埋め立て処分をせず、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページ、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は191キロリットルで、昨年同期と比較いたしまして41キロリットル、17.7%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載しております。

続きまして、16ページの2、施設の稼動状況でございますが、今期は7月に貯留槽清掃及び定期点検整備補修を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページの施設管理関係1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、会議室は6.6%、室内プールは5.7%、それぞれ利用者が増加しており、野球場は4.4%、テニスコートは9%、浴場施設は7.6%、トレーニング室は5.6%、それぞれ減少しております。各施設の利用状況につきましては、表19-1及び19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、18ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び19ページの表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、水質基準に適合しております。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（田中のりあき） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 幾つか質問させていただきたいと思います。

長期包括に関する議会に対する情報提供ということをして1つ、この間、継続的に質問をさせていただき、要望もさせていただいているところなのですが、技術的な情報提供については一定御答弁をいただいて、今後の対応を待ちたいと思っているところなのですが、もう1つ、財政フレーム、お金の面ですね、この長期包括契約を結んだ場合、柳泉園組合としてどのような支出が見込まれるのか、負担金等のどのような歳出歳入に見込まれるのかという財政フレームの資料というのを長期包括契約の議論の中で何度か提供いただいているところなのです。

長期包括契約は昨年からスタートいたしまして丸1年がたったところでありますが、決算審査のときなどが適当なのかなと思いますが、当初の想定がこうでありましたと、やってみますとこういう結果になりましたという実績値等が盛り込まれた、当初の想定どおりに推移していますという結果なのかもしれませんし、予想よりメリットがありましたとか、あるいは予想よりはメリットが少なかったですとか、そういうのが一定わかるものというのが年度、年度で御用意できるのかなと思うのです。

平成29年の第1回定例会で、その趣旨で資料提供を求めましたら、助役のほうから、

契約が終わった段階で年度ごとの財政フレームについての指示を含めて議会のほうにはきちんと提示させていただきたいと思っておりますという趣旨で、一定前向きな御答弁もいただいているところです。どのタイミングでというのは一つ御判断あるかと思いますが、年度ごとにとも言っていますので、これは次の定例会等で御提示いただけるのが私は適当かなと思っておりますが、御見解を伺いたいと思っております。

それで、2点目は市民からの要望をいただきましたので、これは御見解を伺いたいのですが、先般、東久留米市でやっております市長座談会で、厚生施設についての質問がございました。それで、現状、例えばプール等を使って、2時間利用する券を買うと。その後、お風呂に入る券について、1時間の範囲で半額で入れるという券があって、それをセットで、これはプールに限らず、トレーニングルームとかテニスとかの施設でもセットでお風呂は半額でも1時間という、そういう券の販売の仕方をしているということは私も承知しているのですが、その市長座談会で言われた市民の方が、トータルで3時間だと。私はプールに1時間、お風呂に2時間入りたいんだと。お金を支払う分については、トータルでお支払いをする分については払うが、利用の案分ですね、そのところは自由にならないものかと。一言一句正確ではないですけども、そのような趣旨の御要望、御質問がその場で管理者向けに、当時は市長という御立場だったと思っておりますが、御要望があったのですね。これは一つ検討に値するものかなと思っておりますので、管理者から御見解をいただいても結構ですが、御見解をいただきたいと思っております。

それで、以下災害に関係するところでお聞きをしたいと思っております。

私は、厚生施設の災害発生時の活用について時々質問をさせていただいております。それで、前提としては、クリーンポートの建物は震度7に耐えられるようになっていると。一方で、ライフライン及び資材等の搬入が断たれると、仮に設備等が損傷がなかったとしても、一定のところでは運転をとめざるを得ないと、そういうお話がありました。その場合は復旧に力を尽くす、道路等の回復等も含めて御努力いただくということになると思うのですが、あくまでクリーンポートが動いている、稼動しているという状況前提でお聞きをしたいと思うのですけれども、厚生施設、特にお風呂の施設やトレーニングルームや集会施設等は、避難所としての活用というのも可能性としてはあり得るかなと思っております。いろいろ議論してきておりますが、西東京市さん、清瀬市さんは、災害発生時に柳泉園組合の施設を使った災害の応急対応ということは想定していないというやりとりがあって、東久留米市と協議をしていきますということで1年前か1年半前ぐらいに御答弁をいただい

いて、協議をしていただいているものと思います。その点で、実際、災害対策本部が設置されるような災害が関係3市で起こった場合、柳泉園組合の職員さんはもう柳泉園クリーンポートを動かすだけで多分精いっぱいという状況になると思うのです。その前提も含めて、東久留米市との協議について進展があればお示しいただきたいなと思います。

お風呂の件なのですが、災害が発生した際に、関係3市で災害が発生した場合ということもあり得ますし、10キロ、20キロぐらいの範囲でそのような甚大な被害が生じる直下型地震等が起こった場合に、その地域の被災された方が避難されてくるということもあり得ると思うのですね。その場合に、避難されてきた方に厚生施設、特にお風呂を使っただきたい、被災された方を支援するという意味で、組合としても支援の一環として使っただきたい。その際に、減免、値引きないしは無料でということも検討の余地があるのかなと思います。では、実際その方が災害に遭われた方なのか、自宅が被災してお風呂に入れる環境がないのかどうかという、これを一人一人確認をしていくというのは実際困難だと思いますし、被災された方を支援するということの趣旨に反するのかなとも思うのですね。

そうしますと、罹災証明をとということが次に出てくると思うのですけれども、これもまた課題があって、今、全国で罹災証明をどうスムーズに発行するかということが大きな課題になっていると。規定上、被災された方がもしいらっしゃって、ここにお風呂があると聞きました、お風呂入れますかという話になったときに、減免する対応ということが可能なのか。あらかじめ、その辺を想定して、こういう場合は減免を受けられますと、あるいは無料で入れますということをあらかじめアナウンスする、広報するということもあり得るだろうと思いますし、その方が本当に被災された方なのかどうかの確認ということを、私は例えば身分証明書、免許証等で確認をすれば、はい、どうぞとスムーズにいくような仕組みづくり、こういうものも検討の余地があるかなと思いますが、いかがかと思います。

最後に、防災の関係で、東久留米市では災害発生時を想定して、業務の継続的な提供を想定して、優先すべき業務とそうでない業務というのを仕分けして発災時に備えているわけですが、一つお聞きしたいのは、クリーンポートの運転に関して、災害が発生しましたと、これが夜間等に発生した場合、職員さんが少ない時間帯に発生するということもあり得ると思うのですね。そういう際を想定した例えば参集訓練とか、そういうものというのはされているのか。今、長期包括委託をしておりますが、委託をしている業者さんのそれらの協議、実際そういうふうになった場合にどういう対応をすることになってい

るのか、あるいはそれに向けた訓練等というものの実施状況があればお示しいただきたい
と思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず1点目の長期包括関係の財政フレームについて
お答えいたします。

財政フレームにつきましては、基本的には長期包括の中で固定費は変わることはないの
ですが、変動費に関しては変更されることが予想されます。その関係で財政フレームにも
変更がございました場合には、提出させていただきたいと思っております。それで、時期
につきましては、決算上程月の第4回定例会を考えております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、お答えさせていただきます。

室内プールと浴場施設を時間を自由に使って御利用いただけないかという御提案なん
ですが、初めて今そういう御提案をいただきましたので、他施設の状況ですとか、施設運用
の面などさまざまな角度から調査、研究をさせていただきたいと思います。何分初めて
いただいたもので、この程度の答弁で申しわけございません。

続きまして、災害時の厚生施設の利用についてということなのですが、減免につきまし
ては、どのような場合に減免をできるのか、今、議員がおっしゃいましたように、また行
うべきなのか、非常時にはそのようなことを言っていられないようなことがあるかと思
います。現場の秩序を維持するためにも、ある程度、一定のルールというのは必要だと思
いますが、そのあたりをまた東久留米市さんなどと御相談しながら、調査研究をさせて
いただきたいなと思います。もし本当に重大な災害が起こった場合など、やはりまず人道的
なことが一番大切になってくると思いますので、一々確認をして、御利用していただく
ということではなくて、本当に重大な災害の場合には、やはり施設が稼動して利用され
る限りは利用いただくような形になるのではないかと今思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 災害発生時のクリーンポートの対応でございますが、随分前
には職員参集訓練を行って、徒歩で柳泉園まで来るということをやっておりましたが、現
在はやっておりませんが、それぞれ規定がありまして、近所にいる方がすぐ集まるとか
いうことは決まっております。また、委託さんに関しましては、委託さんが運転してい
ないときでも、やはり柳泉園クリーンポートの近所に住まわれている方はすぐ柳泉園に
集まるということは伺っておりますが、その参集訓練等に関しましてはまだ現在行ってい
ないと思っております。

○施設管理課長（山田邦彦） 答弁が漏れておりました。大変失礼いたしました。

東久留米市の防災との打ち合わせなのですが、先日も8月13日に行ってまいりました。その際にお話しさせていただいたのは、やはり先ほど議員もおっしゃっていましたが、我々柳泉園組合の職員としてやらなければいけないことは、まずクリーンポートをきちんと動かすこと。もしくは、停止してしまった場合は再稼働させる、停止していない場合はそのまま運転を続ける、これが一番なので、そちらを重点的にやっつけていこうと。その次、これは従前から申し上げているかもしれませんが、ライフライン、人材などの確保ができましたら、厚生施設を運営して、また何かのお役に立てないかと、そういうお話を今、東久留米市さんとはさせていただいております。

○3番(村山順次郎) 長期包括委託の財政フレームの資料については、御答弁は変動があれば、当初の想定から変化があれば提供いただくというふうに聞こえたものですから、変化がないというのもこれも一つの情報でございますので、これは御用意いただけるという確認でいいのかということ、再度御答弁いただきたいなと思います。

それで、プール等の運動施設とお風呂の合わせ技利用というか、合わせての利用のところ、これはぜひ御検討いただければなと。何かセット券のような。現状ではプールの券を買って、プールの利用が終わったらそれに判を押してもらって、お風呂に行くという仕組みだったかなと思うのですが、セットで最初から幾らということでお支払いをして、連続して利用する、利用の時間の中での案分というのですかね、どちらをどれだけ利用するかというところは利用者側で御判断いただくという、そういう利用の形態というのも利便にかなうのかなとも思いますので、ぜひ積極的な御検討をお願いします。管理者からも正確な御意見、管理者が聞いておりますので、ぜひ聞き取っていただければなと思います。

それで、被災された方に厚生施設を利用いただく減免のルールづくり、これはぜひ積極的に御検討いただきたいと。ホームページ等に、発災時、被災された方には、このように厚生施設が御利用いただけますということで、一文あらかじめ載せておいていただいて御利用いただく、そういう気持ちを柳泉園組合は持っている、仕組みを整備しているということも、検討が調いましたら示していただくということも重要ななと思いますので、この点は積極的な検討をお願いいたします。人道的な立場からという御答弁も一部あったかなと思いますので、ぜひその立場での検討をお願いいたします。

それで、東久留米市との協議は8月にもやっただいていっているということでもあります。この問題はずっとやっただいて、結構時間がかかっているのですが、やっと人材確保ができれば厚生施設を動かすというところの御答弁までたどり着きまして、実際はやはり

東久留米市を含む関係3市で避難所が設営をされて、西日本豪雨災害やその他の災害時でも報道であるように、避難所での生活の困難さということが指摘をされている中で、お風呂等の提供も含めて、その体制づくり、ルールづくり、仕組みづくりということは、ぜひ東久留米市とも相談、協議の上で具体化を図っていただきたいなと思います。

それで、クリーンポートの災害時の対応ということですが、やっていないという、柳泉園組合の職員さんがやったのも大分前というお話で、これはどのくらいの頻度でというのはあるかもしれませんが、やる必要があるというふうに、参集訓練は一例であるんですが、一つの切り口ではあるんですけども、災害に備えた安定的な運転をするための想定や、そのための訓練ということは必要だと思います。その意味ではやっていただきたい、やっていくための検討をしていただきたいと思いますが、必要性についてはどういう御認識でしょうか。2点お願いいたします。

○総務課長（横山雄一） それでは、財政フレームの関係でございます。変動があればと申し上げたのですが、変動は必ずありますので、毎年第4回定例会にお出ししたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 現在、行ってはおりませんが、今議員からの御指摘のとおり、やはり起こらないに越したことはないのですが、起こったことを想定してやっておくことは必要かとは思っております。

先ほどの委託さんの関係ですが、やはり要求水準書の中でも災害時の協力ですとか、事故発生時の対応ということであつたわけですので、それなりの対応をしていただけるものと思っております。

○3番（村山順次郎） 財政フレームの資料というのは御提供いただけるということなので、それは次回を待ちたいと思います。長期包括を委託されている業者という言い方をしていますが、委託さんという言い方をされるんだなと思っておりますが、やはりある部分、必要性のところの検討は必要だと思いますが、ある程度訓練というのが必要な部分というのは、一応別組織でありますから、相手の考えていること、我々の考えていることをすり合わせるという意味でも、一例で参集と申しましたけれども、訓練が必要な部分というのはあると思います。その意味では、災害が発生した際に、それが朝7時に起こるのか、夜11時に起こるのか、いろいろケースがあると思いますけれども、必要な訓練については委託業者ともよく協議をして、具体的な訓練、これも視野に入れつつ、検討していただきたいと要望して終わります。

○議長（田中のりあき） ほかに御質問はございますか。

○2番（佐藤一郎） 1点だけ質問したいのですが、ホームページについてのアクセス件数のところなのですが、6月、7月はホームページ委託業者のサーバー入れかえによるアクセス件数未集計となっております。これは現在はどうなっているのか、例えば8月、9月は、8月は今集計途中でしょうか、できるのかとか、6月、7月に関してもさかのぼって見る事ができるのかとか、そのような件についてお聞きしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） ホームページのアクセス件数の件でございますが、こちらにつきましては、サーバーの入れかえに伴って2カ月間集計ができなかったものでございまして、8月からは復旧して、件数は把握しております。ただ、6月、7月分につきましては、さかのぼって集計することはできませんので、御了承いただければと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに御質問はございますか。

○7番（深沢まさ子） 厚生施設の関係で、プールの大規模改修をしてくださっているのですが、この利用者数も増加をしているということなのですが、この改修に伴って、利用されている市民の方から、腰洗い槽からプールに行くところが階段だったものがスロープになって、非常に利用しやすくなって助かりましたと。また、車椅子の利用も貸し出しができるようになっていて、本当に利用するのに助かっていますという声を伺いましたので、非常に利用者にとっても利用しやすい厚生施設になってきているのかなとも思いますので、引き続き、利用されている方の状況などを確認していただいて、より利用しやすいものに、集客につながるような形での改善をしていただきたいと思います。

1つ質問させていただきたいのは、ごみの搬入のことなんですけれども、不燃ごみの減少があって、粗大ごみが増加をしているという件のところに関連してなのですが、清瀬市で不燃ごみの回収時に、3月と6月に不燃ごみの中にカセットボンベと思われるものが混在をしていて、爆発をして、車両を破損するという事故が構成市のところであったのですね。柳泉園組合に搬入される前にそういうものがあったということで、分別もして、原因を特定したという事実があったわけですが、柳泉園組合に搬入する前に構成市のところで危険物の分類を市民の皆さんに御理解をいただいて、分別をして出していただくということが大前提で、それに伴う広報をしていくということが大前提なんですけれども、搬入をされた際にどういう形で分別も含めて事故の起きないような手続というか、処理が行われているのかということと、不燃ごみの中にカセットボンベだとかライターとかという危険物が混入をしている、その件数というか量がわかれば教えていただきたいですし、それを

こういうものが入っていましたということで、柳泉園組合としてもPRをして、構成市の協力も得て、そういう危険物が混在しない形でのごみの搬出ということで情報を提供しながら周知徹底を図っていく必要があると思いますので、その辺についての見解を伺いたいと思います。

○資源推進課長（濱野和也） ただいまの議員からの内容について御報告いたします。

まず、各市から集められました危険物、スプレー缶やガスボンベ、あるいはきちんと選別されずに不燃ごみの中にそのような危険物が混入されて持ち込まれる場合がございます。その不燃ごみの中に危険物等が混入されてきた場合、まず最初に手選別ラインといいまして、ベルトコンベヤの上にごみの入った袋を流して、まずその袋の中身を破る作業を行います。その中で、作業員が袋を破ったことによりまして、中にスプレー缶やガスボンベがあった場合は、まずそこで除去いたします。そのようなことをしたにもかかわらず、例えば施設の運転の仕方におきましても、施設の稼働日数を従前よりふやすことによって、ごみのラインより、ごみの厚さですね、ベルトコンベア上に乗る不燃ごみの量を減らすことによって、少しでも多くの袋を破いて、中の危険物を取り除く作業を行ったりしています。

ただ、残念なことにそこを通過してしまった場合、破砕機という機械にかけて、そのような危険物なども一緒に不燃ごみ、あるいは粗大ごみとして破砕する機械にかけるのですが、そこで状況によっては破砕機内で爆発ということで、そういう事故が起こってしまう場合があります。ちなみに、平成30年度におきましては今までありません。平成29年度におきましては1件ございました。そのようなことが発生した場合は、直ちに関係各所に連絡をした上で、消防署とかそのような立ち会いを受けて対応いたしております。そのようなことが発生した後には、必ず関係3市に対しまして文書等を流して、「このようなことがございました」あるいは「このようなことをなくすにはやはり市民に対しての周知徹底をお願いしたい」ということで御要望はさせていただいております。市のほうでもその辺の対応をして協力をしていただいているところでございます。

一応、市から集められましたそのような危険物、スプレー缶等におきましては、柳泉園組合の中にそのような中身が入っていたり入っていなかったものが持ち込まれた場合は、粗大ごみ処理施設の裏でスプレー缶の中身を抜いて破砕する機械がございます。それを利用して完全に中のガスを取り除いた後、不燃・粗大ごみ処理施設で安全に破砕をして処理をしているという状況でございますので、柳泉園組合の不燃・粗大ごみ処理施設に搬入されました危険物、ガスボンベ、スプレー缶、そのようなものはそのような形で対応してい

るところでございます。

○議長（田中のりあき） 混入の割合をお聞きしていたと思うのですが。

○資源推進課長（濱野和也） すみません、補足させていただきます。

まず、先ほど爆発の件数は申し上げたのですが、スプレー缶とガスボンベの搬入量、これは手選別のラインから出てきたものによるのですが、今期の5月、6月、7月で関係3市におきましては、スプレー缶とガスボンベ合計で8,895本発見されてございます。それと、柳泉園組合からのPRなのですが、ホームページ、あるいはりゅうせんえんニュースに、危険物に関する分別の徹底ということで、市民の皆様にはお願いしているところがございます。

○7番（深沢まさ子） 今期は大きな爆発事故もないということで、それは適切に処理をされていてよかったと思うのですが、今の御答弁であった中で、意外に不燃ごみの中にガスボンベ、あるいはスプレー缶が混在をしているのだな、この量はやはり多いのではないかなと思うのですね。構成3市で3カ月の間でといっても、9,000本近い数が出ているということであれば、一たび大きな事故につながる可能性というのもやはりあるかと思えますので、そういう意味では分別の徹底というところを、これは構成市とも協力をしてということになると思いますが、今の時期は夏季のお休みと重なっている状況もあって、バーベキューですとか、そのようなものを比較的实施をする時期だと思うのですね。こういう時期にやはりきちんとごみの分別ができなくて、それがそのまま不燃ごみの中にも混在をしてということになってくる可能性がやはり高まる状況もある中で、そういうところも含めてPRの仕方も考えていただいて、できるだけ危険物が混在をしないようにという形での工夫あるPRをぜひしていただきたいなと思えます。

水銀キャンペーンもやっていただいたかと思うのですが、不燃ごみの中に血圧計だとか、そのようなものの混在というのは現状あるのかどうか、その辺の統計なんかもとっているのかどうかもお伺いをしたいと思いますけれども、キャンペーンをした中で、御家庭に眠っている水銀を含むいろいろ血圧計だとか体温計だとかというものは、一定回収されていると思うのですが、それについても時期を見てやはり定期的にキャンペーンをやって、そういうものがごみの中に混在しないような形でのごみの分別ということが必要になってくるかと思えますので、その辺の見通しなんかも、今後計画していることがあれば、それも教えていただきたいと思えます。

○資源推進課長（濱野和也） まず、答弁の前に1点修正させていただきます。

先ほど8,895本と申し上げましたが、これは昨年の同期、1年前の数字になります。申しわけございませんでした。今期は1万2,977本ということで、大分昨年に比べると本数はふえていました。やはり時期的なこの夏場で、バーベキューとかそのようなものとか、いろいろな原因が考えられると思いますが、数字的にはそのようになってございます。

それと、水銀のキャンペーンに関しましては、議員がおっしゃられるように、2月に3市合同の水銀含有物回収キャンペーンを実施いたしまして、柳泉園組合のほうには血圧計、体温計等、そのようなものを含めまして、大体ドラム缶で3市で5缶分回収されて、それを無事に搬出してございます。今後の予定というのはまだ未定ではございますが、水銀キャンペーンをしたからといって、関係市からの退蔵している水銀含有物がなくなったわけではございませんので、その辺はキャンペーン時に、実は関係市と柳泉園で合同会議を開きまして、一つの情報共有とかそのようなものを目的に今後も会議を開いていきたいと思いますという経過になっておりますので、その辺は柳泉園、関係3市、情報の共有をしながら調整して、市の回収状況などに応じた上でそのようなキャンペーンについても話し合いをしていきたいと考えてございます。

○7番（深沢まさ子） 今の御答弁の中で、昨年よりもスプレー缶、ガスボンベの搬入が不燃ごみに混入して入っているというのが増加しているということがわかりましたけれども、そういう中においてやはり一定分別の徹底というところをしっかりとやっていかないと、今のところ大きな事故は起きていないのでよいということにせずに、やはり一度事故が起きますと、それに伴って、その処理施設が稼働できないという事態にもなりますので、そういうこともしっかりと配慮していただいて、構成3市と協力をして、しっかりと柳泉園組合としてもPRをしていただくようお願いしたいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに御質問はございますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、大きく2つの項目でお伺いいたします。

1つ目が、厚生施設の利用で、会議室の利用が昨年の同期よりも66%増加したということで、昨年4月にリニューアルして、だんだん実績が出てきたのかなと思ったのですが、この表の見方をまず、基本的なことなのではございますけれども、たしか多目的室が3つあると聞いたんですが、この会議室の利用回数というのは、これは人数ということなのかという、まずこの会議室の見方を教えてください。66%増で喜んでみたものの、利用率はやはり10%台というところはまだまだもったいないな、まだ使えるなと思うので、まず表の見方を教えてください。

2点目が、工事請負契約のところなのですが、行政報告資料の4ページの空調設備更新工事、これというのは不燃・粗大ごみ処理施設のところ、12ページで説明があった空調設備更新工事、このことでいいのかということと、であるならば、今度書くときに、場所を書いていただくと突き合わせというか、これがこれなのねというのがわかりやすいので、不燃・粗大ごみ処理施設空調設備更新と書いていただきたいなという、一つは要望で、あと、更新工事ということは、もうあらかじめ2018年に更新、新しく入れかえるというのが決まっていたものなのかということと、こういう空調設備って、基本的なのですが、供用期間が決まっていて、次は壊れようが何をしようが何年後に次は更新工事というのが決まっているのかということをお聞かせください。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

まず、17ページ、会議室の利用回数の数字の意味と申しますか、その件なのですが、これはトータルの時間数で記載させていただいております。多目的室が3つございます。それから、浴場施設のほうに和室が2つございます。そちらの施設を御利用いただいた時間数ということで御理解いただければと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、資料の4ページの空調設備更新工事についてでございます。

こちらにつきましては、管理棟及びクリーンポートの工場棟の空調設備の更新工事になってございます。確かにわかりづらいところもございまして、今後は件名について場所の表示等を工夫していきたいと思っております。

○施設管理課長（山田邦彦） 続きまして、空調施設の耐用年数と申しますか、更新の時期と申しますか、そのようなお問い合わせだと思うのですが、実は現在使っております空調施設、今まで使っておりましたものは、設置以来17年が経過している設備でございます。平成28年度に実は4系統ほど故障いたしまして、修理を試みたのですが、もう部品がないということで修理ができませんでした。結局、平成28年度中は、その部屋は空調がないまま過ごすことになりまして、翌年度に予算をいただきまして、平成29年度にその部分だけは更新をさせていただきました。そのほかの設備につきましても、同様に部品等ございませんので、今年度予算をいただいたものですから、そのほかのもの全てを更新させていただいていると、そういう状況でございます。

○4番（後藤ゆう子） わかりました。先にでは、順番が前後するのですが、空調のはわかりました。予算の定例会も出ていますので、多分そのときに御説明があったと思

うのに、ごめんなさい。ということは、壊れるまで使うという感じで運用なされているということはわかりました。こんなに異常気象で暑い中ですので、空調、もっと本当は早く直せたらよかったのかなと思いましたが、手続があるということでわかりました。これはもうこれで結構です。

会議室の件で、もう4年目になって今ごろこんな御指摘するのはあれなのですが、やはり時間数だとわかりにくいのではと思うのです。というのも、せっかく3つの部屋ができて、ダンスとかサークルでお使いくださいというのであれば、大変なのかもしれないんですけども、この部屋がどれぐらい利用されているかとかというのがわかるように、あと、部屋で過ごした時間ということは、これは何人がその部屋にいたのかというのがこの表を見ただけではわからない感じですので。

何が言いたいかといいますと、私もNPOで一部屋貸し室を持っているのですが、やはり70%稼働率が下がると、もっと宣伝しようかとかいろいろ、それ以上下がるとまずいねという中で、こんなにお部屋がありながら、10%台というものもありますし、公共施設も減ってきているとか、なかなか借りにくい中、ヨガ教室とか結構体を使う教室なんかも人気ですので、部屋ごとに1時間幾らでヨガなんかに使えますみたいに、もう少し宣伝して、グループで定期的に借りていただけるような人をどんどんふやして、この利用率を上げていく、無料の駐車場つきというのはメリットがあると思いますので、それであるならば、西東京からでも清瀬からでも借りたいという方が出てこられると思いますので、市民の皆さんに部屋の借り方、今の借り方、会議室は1時間500円で人で貸しているのか、それとも部屋貸し料金というのがどこかに載っているのかというのを、それを確認させてください。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

会議室、多目的室等の貸し方なのですが、1時間当たりの金額で御利用いただいております。ですので、多目的室1でしたら1時間300円、多目的室2も1時間300円、多目的室3は1時間500円ということで、時間当たりの単価で御利用いただいております。ですので、何人の方が御利用いただいても料金的には1時間300円という形になります。現状、今回66%アップしたというのは、かなり多目的室3と1の利用率が上がってしまっていて、実際の現場でお客様と接している職員に話を聞いたところ、やはり口コミで広がっているのが多いのではないかなという感想を申しておりました。

○4番（後藤ゆう子） わかりました。調べが悪くて申しわけないのですが、1時間

300円はなかなかお手ごろ価格だと思いますので、口コミでこれだけ広がっていくのであれば、もう少しわかりやすい宣伝をすれば大分利用が広がるのかなと思います。

同じ厚生施設での質問なんですが、プールの団体貸し切りというのが5月、6月あるのですが、これはどのような団体に貸していらっしゃるのかというのをお尋ねします。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、プールの貸し切り利用につきまして、どのような団体にお使いいただいているのかという御質問だと思います。主にお使いいただいているのが東久留米市の水泳連盟さん、あと、清瀬市のNPO法人の団体の方も御利用いただいております。ほとんど連盟ですとかNPO法人、そういう団体の方で貸し切りの時間帯というのは埋まっているような状況でございます。

○4番（後藤ゆう子） もしそれほど大変でなければ、部屋の利用状況がわかるもの、事務報告みたいなものがわかればいいなというのと、あとはもう少し宣伝、最後はお風呂まで入れるということと、駐車場無料というのを宣伝すれば、本当に団体で利用が固定であれば確実に利用料が入ってきますので、そちらの宣伝の強化をお願いして、質問を終わります。

○議長（田中のりあき） ほかに御質問はございますか。

○8番（小西みか） それでは、幾つか質問させていただきます。

先ほどもありましたけれども、工事請負契約の工事内容と書かれているところには、ぜひもう少し詳しい御説明をお願いしたいと思ひまして、先ほどの空調のところもどういものが対象だったのかというところは当然書いていただきたいと思うのですけれども、例えば今回ですと、先ほど若干御説明がありましたけれども、空調がかなりいろいろなところが壊れて、これが例えば、もう全てこの工事で空調の更新は終わるといふ、そのような情報提供もあると助かるなと思ひます。

あと、ほかの工事の内容につきましても、例えば定期点検整備補修ということであれば、何年置きのか、何年に1回の定期点検という、そんなこともつけ加えていただくと大変助かるなと思ひておりまして、もう少しそうしたところの、ここに記載していただく内容の充実ということをお願いしたいと思ひますけれども、そのあたりについてのお考えをお聞かせいただけたらと思ひます。

あと、先ほどほかの方の御質問にありました不燃ごみの中のガスボンベとかスプレー缶、これはまだ多分、別に出してくださいという周知がなかなか行き渡っていないのではないかなと思ひますので、これはまた柳泉園組合と関係市との協議の中でも、実際には去年よ

りもそうした手選別で出てくるものがふえているという情報提供をする中で、各市ではどうしていくかということもぜひお話し合いをいただけたらと思いますので、これは要望ということにさせていただきたいと思います。

それとお聞きしたいのが、実は武蔵野市さんからのお話なんですけれども、不燃ごみの収集車の中で、最近、子供用のおもちゃですとか、あとは学習教材などの文具のような中にリチウムイオン電池が入っていて、それがなかなか入っていること自体がわかりにくいという、そのような装丁になっているものが結構ふえてきているという状況がありまして、武蔵野市のごみ収集車の中で火災のような事故が起きていて、それがそういうリチウムイオン電池が原因だったということが突きとめられたようなんですけれども、そのようなことも起きているということを知っていて、そうしたことは原因をつかむというのはなかなか難しいことなのかもしれないのですが、この柳泉園組合の中ではいかがなのでしょう。もしそうしたことの情報がありましたら教えていただきたいと思います。

そういうことがもしあるのであれば、そのようなものももしかすると別回収をしてとか、あとはできれば捨てるときに、電池はもちろん出して捨てるというのが大前提にはなっているのですが、そもそも入っていることがわからない、どこに入っているのかよくわからないというのが、私も家にあるものを見てみたら、意外とそういうものがあるということに気がつきまして、市民一人一人が分別するということは大前提だとは思いますが、もともとつくる側に、きちんとここに電池が入っているというのがわかるような、そういうつくり方を例えば義務づけるという、そんな方向にも行かなければいけないことになってくるかもしれませんので、そんな現状をまずはつかんでいただけたらと思いますので、もしそういう状況がありましたら教えていただけたらと思います。

それと、1ページの見学のところですけれども、夏休み子供見学会というのをやっていたいておりまして、こういう私たちの身近なものをきちんと処理するという施設が、実際にどんなふうに運営されているのかとかということ、自分の手から離れたら関係ないみたいなふうに思いがちなところをきちんと見ていただける環境を整えておくというのは大変大事なことだと思いますので、もちろん学校でもそういう見学会はやっておりますが、そういう見学会には参加できないようなほかの市の方にも来ていただいて、そういうことをわかっていただくということはとても重要だと思いますので、こうした見学会、例えばこの夏に行われたものには、何歳くらいの方から何歳くらいの方までいらっしゃったのかという、少し状況の御報告などしていただけたらと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず1点目の行政報告資料の工事内容についてでございます。こちらにつきましては、議員御要望のとおり、今後はもう少し詳しい内容を記載したいと考えております。

1つ飛びますが、最後の子供見学会についてでございます。おおよその年齢なんですが、下は2歳ぐらいから上は小学6年生、または中学もいることもございました。それぐらいの幅の年齢の方がお越しになっていただいております。

○資源推進課長（濱野和也） 先ほどのリチウム電池の関係なのですが、先ほど答弁いたしました危険物と同じなのですが、手選別ラインのごみの中からそのようなおもちゃ等が発見された場合は、手選別の段階で取り除いて中の確認をした上で、破砕機にかけているというところが現状でございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。請負の内容につきましては少し詳しくしていただけるということで、よろしく願いいたします。

あと、夏休みの子供見学会は、やはりこうしたことはぜひ継続をしていただきたいと思ひまして、これも武蔵野市さんの例なんですけれども、武蔵野市さんでは見学の何かコンシェルジュみたいな方を配置していらっしゃるって、見学はものすごくウエルカムという感じがその施設では売りというのでしょうか、そんなこともやっっているって、別にそこまでというふうに私も思いますが、やはりそういう公共施設の一つとして、特に私たちの身近なものを処理する施設というのは私たちのもっと身近であるということをつくさんの市民の人に知っていただくという、そういう理念を持ってぜひやっただけたらなと思ひますので、願ひします。

あと、リチウムイオン電池は、そうしますと手選別の段階でやはり結構出てくるという状況があるということで、今のところは回収時に何か火災とか爆発みたいなところまでは至ってはいないという、そのような状況ということだと思ひますが、たまたま事故というのが起こってしまったということなのか、多分何か圧力というか、かけた段階で熱を持ってということが予想されますので、この辺も今後、別に柳泉園組合さんがということよりも、各関係市がどういうふうに分別をしていくのかという話なんだと思ひますが、実際にそういう状況がどうなのかということも、例えばそういうほかの組合さんですとか、ほかの市のごみのそういう収集というところの情報も把握をしていただひいて、これからやはりどこに重点を置いていかなければいけないのかということにもつながっていくかと思ひますので、ぜひそんな研究もしていただけたらと思ひますので、これは要望

させていただきます、終わります。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第5、報告第1号、専決処分の報告について」、本件に関し、説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 報告第1号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第108条第1項の規定による、議会の議決事項により指定されている30万円以下の損害賠償額の決定について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 補足説明を求めます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

本件は、クリーンポートプラットホーム内において、投入扉で搬入車両を損傷させる事故が発生いたしました。その損害賠償額9万180円を支払うため、去る8月7日付で専決処分をしたので、報告するものでございます。

発生日時につきましては、7月27日（金曜日）午前11時15分ごろ、相手方は東久留米市の大生運輸株式会社、事故の概要につきましては、ごみピット投入口において、職員の誤操作により投入扉を閉めて搬入車両に損害を与えたものでございます。損害賠償額の支払いにつきましては、保険会社から全額支払われる予定でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で報告が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 今後のこともありますので、当時の状況をもう少し確認をしたいと思うのですが、プラットホームのごみピットの投入扉を閉めたら、搬入車両のいわゆる後部の、通常収集する際は巻き込むというんですかね、機構がついている扉があいているときに、両側からがっとならんだという状況をイメージするんですが、損害賠償しているということは、これはこれで重大なこととは思いますが、一方で、これが何かいろいろな偶然

が重なって、人的被害に発展する可能性ですとか、あるいは車両に対する損害、あるいは投入扉に対する損害がさらに重大になり得る状況とか、そういうものというのは想定されるのでしょうか。というのが1つございます。

再発防止については、これは一定検討が必要だろうと思いますけれども、柳泉園組合側でできることももちろん考えなければいけませんし、ごみを搬入する、委託業者さんもしらっしゃれば、直営車ということもあると思いますし、あとは私車というんですかね、ごみを持ち込む一般の方もいらっしゃいますし、ごみピット内に入る方に対するアナウンス、周知の面から対応するべきものというのものもあるかと思いますが、その点どういう検討をされているのかお聞きをしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 今回の事故の原因について若干説明させていただきます。

当日の午前11時15分ごろということですが、この時間、若干搬入車両が混み合っ
てございまして、投入扉の前は車がいっぱい、ごみをおろしたいという車両が後ろに何台か並んでいる状況でございました。その中で、5番扉でごみをあけた車両が、通常ですとごみをおろした後はすぐ移動されるんですが、運転手が運転席から離れてしまったと。車を置きっ放しで離れてしまった関係で5番扉があきっ放しになっていた状況でございます。後ろに待っている車もある関係で、プラットホームの入り口の扉があいている状況でございました。そのようなことも含めて臭気の関係がございしますので、担当者が手動で扉を閉めようと思ひまして、自動から手動に切りかえて扉を閉めたところ、誤って5番扉を閉にするところを隣の4番扉の閉ボタンを押してしまったということで、4番扉にいましたパッカー車に損害に与えてしまったということでございます。

このことに関しましては、当事者に厳重注意をいたしまして、今後の対応といたしましては、全て自動で対応しているとやはり混雑時にスムーズな流れができないため、手動操作にしなければいけないこともございますので、手動操作にするときには指さし確認をし、慌てず操作することを指示してございます。このことについて、大きな事故につながるかということですが、想定といたしましては、物損だけで済むような事故で済むとは思っておりますが、ここのところ、気象状況も含めて、想定外の事故ということもございしますので、今後は考えなければいけないかとは思いますが、ちなみになのですが、現場には非常停止ボタンがございしますので、何かあればすぐ非常ボタンを押せば、その扉の開閉を停止することができる状況もございします。

今後の周知ということですが、この辺は関係3市もしくは柳泉園組合の中で、プリント

を配るとか、月極めでいらっしゃる収集運搬業者には、金額の請求時にそのような折り込みを入れるということで周知させていただければと思っております。

○3番（村山順次郎） わかりました。人が通るような自動扉みたいに、人がいて閉まってしまうとセンサーで閉めないようにするとか、そういう仕組みもあると思うのですが、状況によっては手動で対応せざるを得ない状況もあると。その中で起こった事故の一つだろうと理解をいたしました。利用される方たちへの周知も含めて、再発防止、このところは丁寧に対応していただきたいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかにどなたか御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、以上をもって報告第1号、専決処分の報告についての質疑を終結いたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第6、平成30年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件につきましては、事務局より説明をいたさせます。

○総務課長（横山雄一） それでは、平成30年度柳泉園組合行政視察につきまして御説明申し上げます。

「行政視察の実施（案）について」をごらんください。

1の視察目的でございますが、当組合の不燃・粗大ごみ処理施設は、昭和49年に竣工した施設でございます。老朽化が進む中、今後、施設の更新も視野に入れ検討する必要があります。そのため、不燃・粗大ごみ処理施設の施設運営のあり方等の参考にするため、先進施設を視察するものでございます。

2の視察先につきましては、山梨県笛吹市にございます甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の「甲府・峡東クリーンセンター」でございます。こちらは、甲府市、甲州市、笛吹市、山梨市で構成する一部事務組合でございます。

施設は、平成29年4月に竣工した不燃及び粗大ごみを含むリサイクル施設、それと焼却施設がございます。当日はこの両施設を視察する予定でございます。

3の実施日及び行程ですが、実施日は平成30年10月19日（金曜日）でございます。行程は、貸し切りバスにより、午前9時半ごろ、当組合を出発し、途中、昼食休憩をとり、午後1時ごろから1時間半程度クリーンセンターを視察し、帰庁は午後5時ごろを予

定しております。

なお、現在、昼食の場所を調整してございますので、その場所によっては出発時間等が変更になることもございますので、御了承いただければと思います。

4の参加人数につきましては、記載のとおり、23名を予定しております。

次ページ以降には、参考資料として概要等を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

なお、通知につきましては、後日発送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（田中のりあき） ただいま説明がございました行政視察に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） お諮りいたします。平成30年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの説明のとおり実施いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。

それでは、ただいま事務局より報告のとおり、行政視察は以上のとおりと決しました。御参加のほど、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。議長のもとに陳情1件を受理しております。この際、日程を追加し、陳情を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することと決したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

それでは、事務局より追加日程及び関連資料を配付いたさせます。

〔追加日程、資料配付〕

○議長（田中のりあき） 会議の途中ですが、ここでトイレ休憩をとらせていただきます。

午前11時28分 休憩

午前 11 時 34 分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（田中のりあき） 「追加日程第 1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件及び追加日程第 2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を新たに議題に加えます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。

追加日程第 1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件、陳情第 5 号「クリーンポート長期包括運営管理事業の進行にあたり、この事業を委託された業者決定の経緯を明らかにすることを求める陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの陳情第 5 号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、陳情第 5 号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 35 分 休憩

午後 0 時 17 分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（田中のりあき） 「追加日程第 2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

陳情第 5 号、クリーンポート長期包括運営管理事業の進行にあたり、この事業を委託された業者決定の経緯を明らかにすることを求める陳情について、委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（小山實） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第 5 号、クリーンポート長期包括運営管理事業の進行にあたり、この事業を委託された業者決定の経緯を明らかにすることを求める陳情については、慎重に

審査をした結果、賛成少数で不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（田中のりあき） 報告が終わりました。

それでは、陳情第5号、クリーンポート長期包括運営管理事業の進行にあたり、この事業を委託された業者決定の経緯を明らかにすることを求める陳情を議題といたします。

これより陳情第5号に対する質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択でございますので、まず、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論をお受けいたします。

○7番（深沢まさ子） 陳情第5号を不採択にすることに反対をする立場で討論をさせていただきます。

住友重機械エンバイロメント株式会社が100%出資する子会社が住重環境エンジニアリング株式会社だということが審議の中でも明らかになりました。それで、住重環境エンジニアリング株式会社が住友重機械エンバイロメント株式会社に吸収合併されるに当たり、会社法第750条第1項の規定に基づいて、全ての権利義務は吸収合併された後でも包括的に継承される、業務の全てが受け継がれるという中身についても、書面の確認と同時にさまざまな協議を通じて、また要求水準書の中身での確認もされる中で、法的にも違法な手続ではなく、しっかりと適正に入札以後のさまざまな契約についても適切に管理、執行が行われたと私は思っております。共産党としては、長期包括契約に賛成をしている立場でもありますけれども、この陳情の中には「市民無視の行政」という文言もありますが、市民無視というふうに言い切れない部分が私はあると思っております。それは、平成29年7月のりゅうせんえんニュース特別号の中で、この事業経過の中で入札したときの業者と契約をしたときの業者が吸収合併によって社名が変わっていること、それについても説明はされておりますし、ホームページや当時の議事録なども見ると、その部分は柳泉園組合としても説明はされているとは思っております。

しかし、長期包括契約に賛成の立場である市民であったとしても、事業が執行していく中で疑問に思うこととか、さまざまな説明を求めたいという要望がある際には、それはこれまでも十分に丁寧に説明をしてきてくださっているとは思っておりますけれども、そういう声があったときにはぜひ、この業者決定の経緯だけでなく、長期包括契約についての

説明について丁寧にさせていただきたいということ、今後の対応も含めてやっていただければと思いますので、その部分でしっかりと対応していただくことを求めて、この陳情第5号については不採択に対して反対をするという立場での討論を終わらせていただきます。

○議長（田中のりあき） 次に、本陳情を不採択とすることに賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ほかに不採択に対する反対の方の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。陳情第5号、クリーンポート長期包括運営管理事業の進行にあたり、この事業を委託された業者決定の経緯を明らかにすることを求める陳情について、委員長報告は不採択でございました。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手少数でございます。よって、本陳情は不採択と決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって平成30年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 田 中 のりあき

議 員 友 野 ひろ子

議 員 小 山 實